

神勞発基 0425 第 6 号
令和 4 年 4 月 25 日

建設業労働災害防止協会神奈川支部長 殿

神奈川労働局長



労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について

労働安全衛生行政の運営につきましては、平素より格段の御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決が令和 3 年 5 月 17 日に出されたことから、労働者以外の者に対する保護措置を新たに定める労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 82 号）が令和 4 年 4 月 15 日に公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとなりました。改正の概要につきましては別添 1 を参照願います。また、改正に伴い通達（別添 2）が発出されましたので併せて御承知おきいただくとともに、これまで労働安全衛生法の保護対象としてこなかった労働者以外の者に対して、新たに事業者措置義務を課す改正となりますので、関係する事業者、一人親方等に十分に周知が図られますよう、傘下の会員の皆様など関係する団体、事業者等に対する周知に御協力をお願いいたします。なお、別添 1 及び別添 2 につきましては、厚生労働省 HP に掲載しておりますので、併せて御参照・周知いただけますよう、よろしく願いいたします。

<URL>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00008.html